



8月24日（火） 団体交渉を行いました。

1. 再雇用者のフルタイム雇用（週37.5時間）について

前年度の交渉に引き続き、「東京農工大学再雇用者規程」を改定しフルタイム雇用（週37.5時間）とすることを要求した。当初は規程の改定を考えていないという回答であったが、交渉の結果、規程上の労働時間の上限について検討するという回答を得た。

2. 定年延長に対する本学の対応について

令和3年の6月に「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が成立したことにより、2023年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることになった。本法律の成立に対する本学の対応を確認し、本学でも国家公務員に準拠する努力をするという回答だった。

3. 技術系職員の待遇について

技術系職員と事務系職員の昇格に関する調査をまとめた資料をもとに、技術系職員の待遇改善を要求した。当初、当局は待遇改善について積極的な回答を示さなかったが、現場からの訴えを聞き、技術系職員と事務系職員の昇格に差があることを認め、改善策の検討を約束した。

本学が採択された「先端研究基盤共用促進事業（本学の採択課題、通称SCOP）」では、共用機器を扱う技術系職員をテニュアトラックで採用し、人事の活性化をはかるとしている。本事業と現在の技術系職員との関係についてはまだ方針が示されておらず、本事業が現在の技術系職員に不利益とならないように注視していく必要がある。

4. 非常勤職員の待遇改善と同一労働同一賃金について

非常勤職員の待遇の現状を把握するため、令和3年3月にWebアンケートを実施した。休暇に関しては取りにくいと感じている職員は少なく職場環境の改善が見られたが、一部では休暇を取りにくいという回答もあった。残業代が支払われていない、昼休憩が取れないなど、雇用契約に反する報告もあった。また、時給の算定根拠となる相当号俸の説明を受けていない実態が明らかとなった。

本アンケートの結果に基づいて、①労働条件通知書に時給と共に相当号俸を明記すること、②無期転換が進んでいることを鑑み、3年目以降の昇給について検討すること、③労働契約の違反については当局と組合が連携して対処していくことの3点を合意した。



常勤職員・非常勤職員・ポスドク・特任・TA・RA有期・無期に関係なく加入できます！

組合加入のご希望、職場環境や労働条件のご相談、学内規則の問い合わせ等、お気軽にご連絡ください。

東京農工大学職員組合



府中支部 内線5797（火・木 9:30～14:30）

小金井支部 内線7202（水・金 9:30～14:30）

E-mail: kumiaif@cc.tuat.ac.jp

URL: <http://web.tuat.ac.jp/~kumiai/>

Twitter: twitter.com/TUAT_union

5. 有期雇用職員の無期転換及び雇止めについて

無期転換時に提出を求められる「退職事由確認書（無期転換）」の退職事由③「所属する組織又は担当する業務が廃止される時」の削除を要求した。非常勤有期雇用職員の退職事由をそのまま利用しているという回答であったため、無期転換した職員が不当な扱いを受けない制度とするよう要求し、見直しを検討すると回答を得た。

また、有期の教育・研究プロジェクトで雇用されている教育・研究系職員の10年雇止めの規程（『東京農工大学非常勤職員就業規則』第7条）の削除を要求した。現在の事務系の無期転換と同様に、プロジェクトの終了時に退職となる合意があれば10年雇止めの規程は合理性がないという組合の意見を伝え、当局から規定の削除に向けた検討を行うことの合意を得た。

6. 新業績評価及び2号年俸制について

現行の「教員活動評価」の実施に伴い本学と組合が結んだ確認書（平成19年4月10日付）が、「教員活動評価」が実施されている現在は有効であることを確認したうえで交渉を行った。当局は、新業績評価における2号年俸制と月給制との間の勤勉手当の反映率の差は、2号年俸制転換へのインセンティブであり、昇格時や新規採用の2号年俸制の強制が年俸制教員の数を増やすための措置であることを認めた。組合は、インセンティブは勤勉手当以外の方法でつけるべきであり、また、年俸制の強制ではなくより良い制度を構築することで年俸制採用者を増やすべきであることを伝えた。新業績評価を運用していくなかで生じた課題を本学と組合で共有して制度の改善をはかるとともに、新業績評価においても本学と組合で確認書の締結を目指すことで合意した。

7. 1号年俸制について

号俸の調整による給与改定及び1号俸あたり年額24万円という調整幅が対象職員に大きな不利益となることを当局も認め、給与制度の改善に向けた検討を行うことを約束した。また、1号年俸制教員の昇給状況についての確認を求め、後日、55歳以下の対象教員は全て5年目で昇給をしていると回答を得た。

8. 教育職員の勤務時間管理について

現行のタイムカードの記録を労働時間と認め、過剰な超過労働時間の発生に対処すること、新就業管理システムの制度設計の段階から労使で協議する場を設けるよう要求し、当局の同意を得た。

以上

ご意見などございましたら、組合事務室までお寄せください。



そうだ！

組合に入ろう！

職場で起こる様々な不安などに対し、雇う側と対等な立場で交渉できる。

それが、**職員組合**です。

あなたの声と参加によってこそ、農工大は働きがいのある楽しい職場に変わっていきます。皆さんの入会をお待ちしております。

組合加入のご希望、職場環境や労働条件のご相談など、お気軽にご連絡ください。